

## ・戦後の博物館に関する施策の推移と博物館数

### 1 戦後の博物館に関する施策の推移

第二次世界大戦後の日本の博物館法制の基本は、昭和 22 年から 26 年かけての、教育基本法、教育委員会法、社会教育法、博物館法の制定により定められ、博物館は、地方教育委員会の所管する社会教育機関として位置づけられた。

また、昭和 30 年までに、文部省所管の科学博物館、国立近代美術館の設置、文化財保護法の制定と文化財保護委員会の設置、その付属機関としての国立博物館および文化財研究所の位置づけがなされた。

その間に、博物館法の規定する学芸員のための講習も行われ、公立博物館に対する施設設備費の補助が開始された。

昭和 22 年 3 月	教育基本法、学校教育法公布
昭和 23 年 7 月	教育委員会法公布
昭和 24 年 4 月	国立図書館、国立国会図書館の支部図書館となる。
昭和 24 年 5 月	文部省設置法により、東京科学博物館が廃止され、国立科学博物館が設置さる。
昭和 24 年 6 月	社会教育法の制定（博物館は、社会教育の機関であると位置づけられる。）
昭和 25 年 5 月	図書館法公布
昭和 25 年 5 月	文化財保護法公布(文部省の外局として文化財保護委員会設置される。) 東京上野の国立博物館および文化財研究所は、同委員会の付属機関となる。
昭和 26 年 1 月	国立博物館組織規程制定
昭和 26 年 12 月	博物館法公布
昭和 27 年 2 月	国際博物館会議（ICOM）、日本国内委員会の加盟を承認する。
昭和 27 年 4 月	恩賜京都博物館、文化財保護委員会所管となり、京都国立博物館と改称 東京文化財研究所・奈良文化財研究所発足
昭和 27 年	公立博物館の施設設備費の補助が開始される。
昭和 27 年 5 月	博物館法施行規則の制定（学芸員の資格等を制定）
昭和 27 年 6 月	国立近代美術館設置・同年 12 月開館
昭和 27 年 7～8 月	博物館学芸員講習実施（文部省の委嘱により日本博物館協会が実施）
昭和 27 年 8 月	東京国立博物館奈良分館、奈良国立博物館として独立
昭和 30 年 8 月	博物館学芸員講習終了（3 年間で人文科学学芸員 182 名、自然科学学芸員 100 名）

博物館法制の整備がなされた。

昭和 30 年 7 月	博物館法の改正（博物館の設置主体の範囲を広げ、学芸員資格取得のための講習を廃止して、自然系、人文系学芸員を一本化し、文部大臣が資格を認定
-------------	--

する制度に改め、また文部大臣が博物館相当施設を指定できるようにするなど)

- 昭和 30 年 10 月 博物館法施行規則の制定 (博物館法の改正を受けて、学芸員資格に関する規定の全面改訂)
- 昭和 31 年 6 月 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の公布 (教育委員の選任方法を直接公選制から、地方公共団体の長が議会の同意を得て任命する制度に改める、県費負担教職員の任命権を県教育委員会へ移すなど)
- 昭和 34 年 4 月 国立西洋美術館設置

所得倍増計画、明治百年事業等により、博物館の設置が進んだ。

- 昭和 35 年 12 月 政府、国民所得倍増計画 (期間; 昭和 35 年 ~ 45 年) を決定
- 昭和 38 年 3 月 国立近代美術館京都分館設置
- 昭和 40 年 7 月 国立社会教育研修所設置
- 昭和 41 年 4 月 国立社会教育研修所主催第 1 回学芸員研修
- 昭和 41 年 11 月 文部省、教育白書「わが国の社会教育-現状と課題」を刊行。
- 昭和 42 年 1 月 文部省による学芸員資格証明書交付の取り止め
- 昭和 42 年 6 月 京都国立近代美術館独立
- 昭和 43 年 6 月 文化財保護委員会と文部省文化局が廃止され、両者をあわせて文部省の外局として文化庁を設置
- 昭和 43 年 10 月 政府主催の明治百年記念式典を開催
- 昭和 46 年 6 月 許可認可等の整理に関する法律による博物館法第 29 条の改正 (従来文部大臣が行っていた博物館に相当する施設の指定は、国の設置する施設を除き、当該施設の所在する都道府県の教育委員会が行うことになった。)

列島改造論、三全総に沿って地方の開発が進み、各地域に博物館が設置された。また、社会教育が生涯学習の概念に包含された。

- 昭和 47 年 6 月 田中角栄通産大臣「日本列島改造論」を発表。
- 昭和 48 年 11 月 公立博物館の設置及び運営に関する基準の文部大臣による告示
- 昭和 49 年 6 月 国立民族学博物館設置 (国立大学共同利用機関として設立される)
- 昭和 50 年 7 月 文化財保護法の改正 (各種の開発事業の進展から埋蔵文化財の保護を強化するための制度の充実等)
- 昭和 51 年 4 月 地方交付税の単位費用算定基礎に博物館費が計上される。
- 昭和 52 年 4 月 文部省、社会教育施設活動促進費補助の対象に博物館活動を計上
- 昭和 52 年 11 月 第 3 次全国総合開発計画 (三全総) 決定
- 昭和 56 年 4 月 国立歴史民俗博物館設置
- 昭和 61 年 7 月 国立社会教育研修所を特殊法人国立教育会館に統合
- 昭和 61 年 12 月 社会教育施設におけるボランティア活動の促進について・社会教育審議会社会教育施設分科会報告

平成 2 年 6 月	博物館の整備・運営の在り方について・社会教育審議会社会教育施設分科会報告（生涯学習時代において期待される役割を果たし、親しまれる、開かれた博物館として発展）
平成 2 年 8 月	社会教育審議会を生涯学習審議会に改組
平成 3 年 2 月	バブル景気の終末
平成 3 年 4 月	私立博物館の整備充実のため、日本開発銀行等の低利融資制度活用の導入
平成 7 年 4 月	月 2 回の学校 5 日制の実施
平成 8 年 1 月	ユニバーシティ・ミュージアムの設置について・学術審議会学術情報資料分科会学術資料部会報告（大学における学術標本の展示・公開等を行うユニバーシティ・ミュージアムの設置促進を提言）

行政改革の推進にともない、規制緩和、地方分権の推進、民間活力の活用がなされる。

平成 8 年 11 月	行政改革会議の設置
平成 9 年 3 月	私立博物館における青少年に対する学習機会の充実に関する基準の告示（設置運営民法法人が特定公益増進法人として税制優遇措置を受ける前提として）
平成 9 年 4 月	博物館法施行規則の一部改正（学芸員資格取得に必要な、大学において習得すべき博物館に関する科目及び単位数の整備等）
平成 10 年 4 月	博物館に相当する施設の指定の取り扱いについて・都道府県教育委員会教育長宛生涯学習局長通知（地方公共団体の長等が所管する施設についても、博物館相当施設として指定することが適当） 公立社会教育施設整備費補助金の廃止
平成 10 年 9 月	社会の変化に対応した今後の社会教育行政の在り方について・生涯学習審議会答申（博物館の望ましい基準の大綱化・弾力化と公立博物館の学芸員定数規定の廃止等）
平成 10 年 12 月	公立博物館の設置及び運営に関する基準の一部改正告示（学芸員定数規定の廃止）
平成 10 年 12 月	美術品の美術館における公開の促進に関する法律の施行（登録美術品制度の創設と相続税の物納の特例措置の導入）
平成 12 年 4 月	地方自治法の一部改正施行（博物館の登録・博物館相当施設の指定などの事務が、国の機関委任事務から都道府県の自治事務に） 文化財保護法の一部改正施行（地方公共団体による埋蔵文化財の発掘、埋蔵文化財の都道府県帰属等）
平成 13 年 1 月	文部省と科学技術庁を統合して文部科学省を設置 生涯学習審議会等旧文部省審議会を中央教育審議会に整理統合（中央教育審議会に生涯学習分科会を設置）
平成 13 年 4 月	国立美術館、国立美術館、国立科学博物館などの 16 独立行政法人の設立、国立社会教育研修所は、国立教育政策研究所社会教育実践教育センターに

平成 13 年 12 月	文化芸術振興基本法公布・施行
平成 13 年 7 月	日本科学未来館開館
平成 14 年 4 月	完全学校週 5 日制の実施、小、中学校新学習指導要領の全面实施（教育内容の精選、総合的な学習の時間の創設、授業時間数の縮減等）
平成 14 年 7 月	文化財の不法な輸出入等の規制等に関する法律の公布、12 月施行
平成 15 年 6 月	公立博物館の設置及び運営上の望ましい基準の告示（昭和 48 年の公立博物館の設置及び運営に関する基準・文部省告示の全面改訂 地方分権推進に伴う定量的、画一的な基準の大綱化、弾力化、事業の自己評価の努力規定等）
平成 15 年 9 月	地方自治法の一部改正（指定管理者制度の導入・これまでの地方自治体出資財団による運営委託の廃止）
平成 16 年 4 月	国立大学法人、大学共同利用機関法人の発足（国立民族学博物館、国立歴史民俗博物館を包摂する人間文化機構の発足）
平成 17 年 10 月	九州国立博物館開館
平成 18 年 6 月	公益法人改革のための三法律の公布・20 年 12 月施行
平成 18 年 12 月	改正教育基本法の公布・施行
平成 19 年 1 月	国立新美術館開館
平成 19 年 4 月	国立文化財機構の発足（独立行政法人国立博物館と同文化財研究所の統合）
平成 19 年 6 月	新しい時代の博物館制度の在り方について（博物館のあり方に関する検討協力者会議報告） 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正（条例により、地方公共団体の長が、文化に関すること(文化財の保護に関することを除く)を管理執行することができる)
平成 20 年 6 月	博物館法の一部改正（文部科学大臣・都道府県教育委員会による学芸員等に対する研修の努力義務、博物館による運営状況の評価とその結果の活用の努力義務）
平成 20 年 7 月	教育振興基本計画（閣議決定）

## 2. 博物館数の推移と博物館類似施設

第二次大戦後、わが国の博物館は一貫して増加しているが、その多くは、博物館法の対象外である類似施設の増加に負っている。

文部省の社会教育調査が、類似施設を調査対象に含めた昭和 62 年度では、類似施設館数は 1,574 館であり、登録・相当施設（737 館）の、ほぼ倍である。昭和 45 年度末の日本博物館協会の博物館統計で見ると、その他の館数は 745 館であり、登録・相当施設（338 館）の、ほぼ倍であることには変わりはないが、私立館の比率が高いことが目に付く。その間、その後の類似施設の増加は、多くは市町村立によるものである。

また、近年、類似施設の私立博物館の減少が目立つ。

表 1 博物館数の推移

年度	計	登録	相当	内 訳				類似 施設	内 訳			
				国	県	市町 村	私立		国	県	市町 村	私立
昭 53	493	292	201	28	67	155	243	-	-	-	-	-
56	578	355	223	28	79	190	281	-	-	-	-	-
59	676	446	230	27	94	230	325	-	-	-	-	-
62	737	513	224	2828	100	254	355	1,574	7	96	1,059	412
平 2	799	562	237	28	104	283	384	2,280	31	232	1,460	557
5	861	619	242	28	109	314	410	2,843	41	158	1,935	709
8	985	716	270	29	123	395	438	3,522	43	190	2,400	889
11	1,045	769	276	26	132	417	470	4,064	128	217	2,756	963
14	1,120	819	301	31	145	463	481	4,243	130	257	2,927	929
17	1,196	865	331	26	152	515	503	4,418	171	266	3,090	891

注 文部科学省社会教育調査による

表 2 昭和 45 年度末の博物館数

区分	計	登録	相当	内 訳				その 他	内 訳			
				国立	公立	私立	大学		国立	公立	私立	大学
合計	338	161	177	6	143	159	30	745	16	357	337	35
総合	43	32	11	1	29	12	1	16	-	10	4	1
歴史	88	38	50	-	33	46	9	385	8	213	154	10
美術	78	58	20	2	23	53	-	114	4	27	79	4
科学	49	24	25	2	19	21	7	81	1	41	31	8
動物園	24	2	22	-	19	5	-	31	-	18	13	-
植物園	20	3	17	1	5	7	7	74	3	25	35	11
動・植	6	-	6	-	3	3	-	3	-	1	2	-

注 日本博物館協会博物館統計による

類似施設の館種別内訳を見ると、歴史系博物館の比率が圧倒的に高い。また、所管別に見ると、教育委員会の比率がかなり高い。教育委員会を通じての施策により、博物館全体のレベル・アップが可能なことを示している。

表3 館種別博物館数

年度		計	総合	科学	歴史	美術	野外	動物	植物	動植物	水族
登録相当	昭和 62	737	100	83	224	223	8	35	20	8	36
	平成 17	1,196	156	108	405	423	13	32	12	9	38
類似	昭和 62	1,574	79	109	1,100	156	11	38	46	9	26
	平成 17	4,418	262	366	2,795	664	93	63	121	16	38

注 文部科学省社会教育調査による

表4 館種別所管別公立類似博物館数

区分		計	総合	科学	歴史	美術	野外	動物	植物	動植物	水族
平成 17	教委	2,296	119	111	1,814	203	36	2	7	-	4
	首長	1,060	78	160	501	115	41	46	83	12	24

注 文部科学省社会教育調査による

博物館の入館者数は、平成 10 年度以降、総数、1 館当たり入館者数とも減少している。また、1 館当たり専任職員数も減少している。

表5 入館者数・専任職員数の推移

年度		施設数	入館者数	1 館当たり入館者数	1 館当たり専任職員数
登録・相当	昭和 61 年度	737	120,191	166	11.3
	平成 4 年度	861	134,335	160	11.5
	平成 10 年度	1,045	113,273	110	10.5
	平成 13 年度	1,120	113,977	103	10.2
	平成 16 年度	1,196	117,854	99	9.6
類似	昭和 61 年度	1,574	90,663	60	3.4
	平成 4 年度	2,843	148,762	55	3.3
	平成 10 年度	3,973	167,376	42	3.2
	平成 13 年度	4,154	155,526	37	3.0
	平成 16 年度	4,339	154,828	36	2.7

注 文部科学省社会教育調査による。専任職員数は、それぞれ、昭和 62 年度、平成 5, 11, 14, 17 年度である。また入館者数は、千人単位である。